

税関行政と 疑わしい取引の届け出について

令和 8 年 8 月
財務省関税局調査課

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

（6）「世界一安全な日本」の実現

良好な治安を確保するため、C B R N E¹⁶⁵及びローン・オフエンダー¹⁶⁶対応を含むテロの未然防止、国民保護施策、**FATF¹⁶⁷第5次対日相互審査を見据えたマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策**、法執行機関によるドローンの利活用を推進する。

¹⁶⁷**金融活動作業部会**。Financial Action Task Forceの略称。

1. TBML（貿易を利用したマネーローンダリング） について

TBML : Trade-Based Money Laundering について

TBMLとは・・・

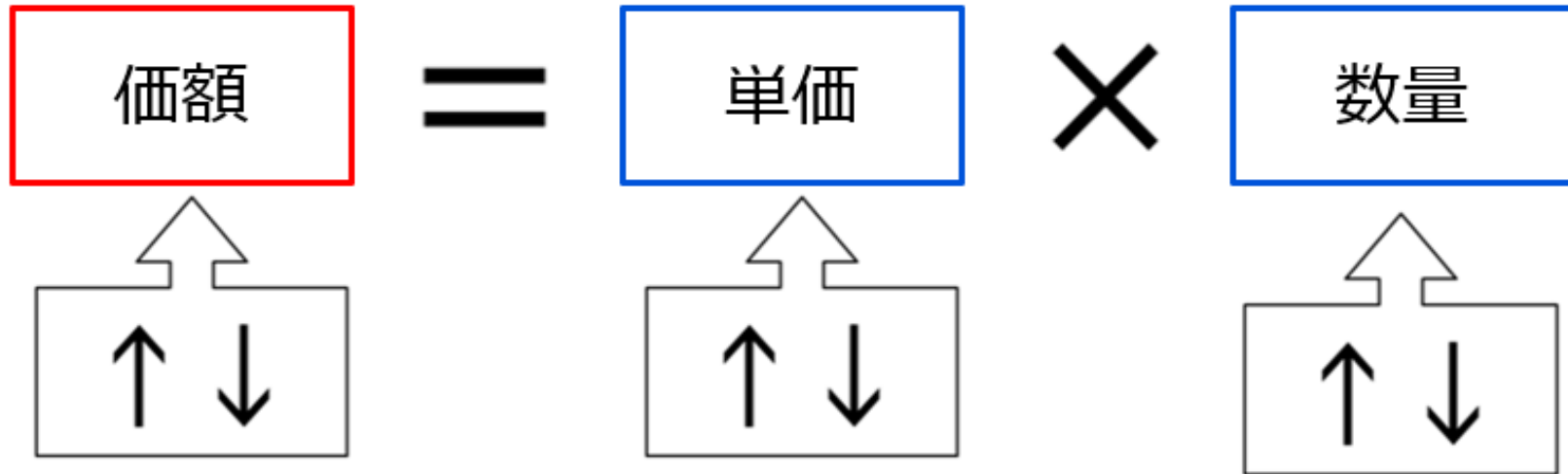
マネロン手法の一つで

「犯罪収益の出所を正当化し、犯罪活動に資金供与することを目的に犯罪収益を隠蔽し、貿易取引を利用して価値を移動させること」

(FATF報告書 (2006年) より)

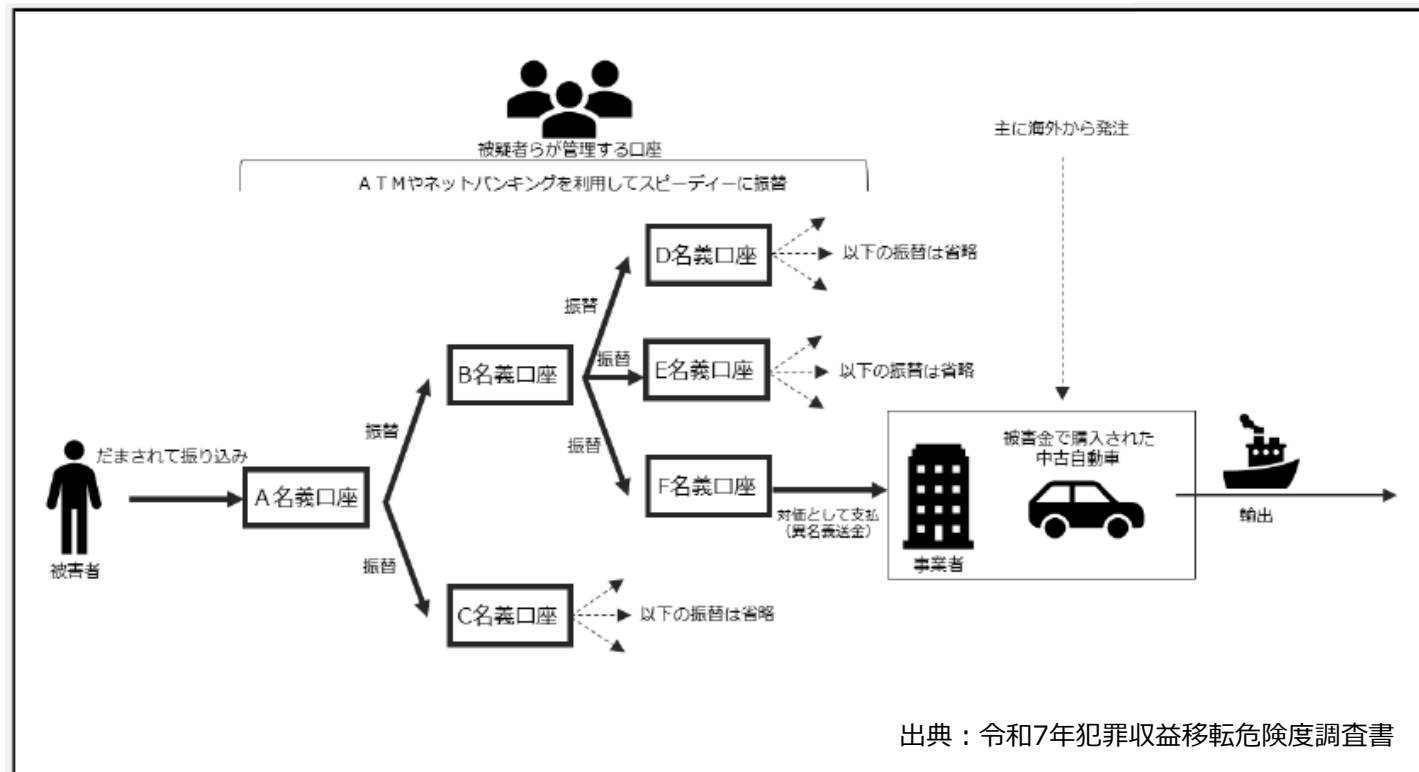
- ◆TBMLの主な目的は、貿易取引を通じて犯罪収益を意図的に移動させること。TBMLの実行過程において、インボイス等の偽造、税関手続及び税務違反など、他の違反行為に及ぶ可能性あり。
- ◆TBMLは貿易関連の犯罪とは異なり、商品の移動そのものが目的ではなく、貿易取引によって資金移動を容易にすることが目的。
- ◆TBMLはマネロンの専門的なノウハウを有している資金洗浄業者が関与するケースが多い。また、犯罪組織にTBMLを含む様々なマネロン手法を提供・実行させることにより、検知されるリスクを分散。

「TBML」の具体的な手法



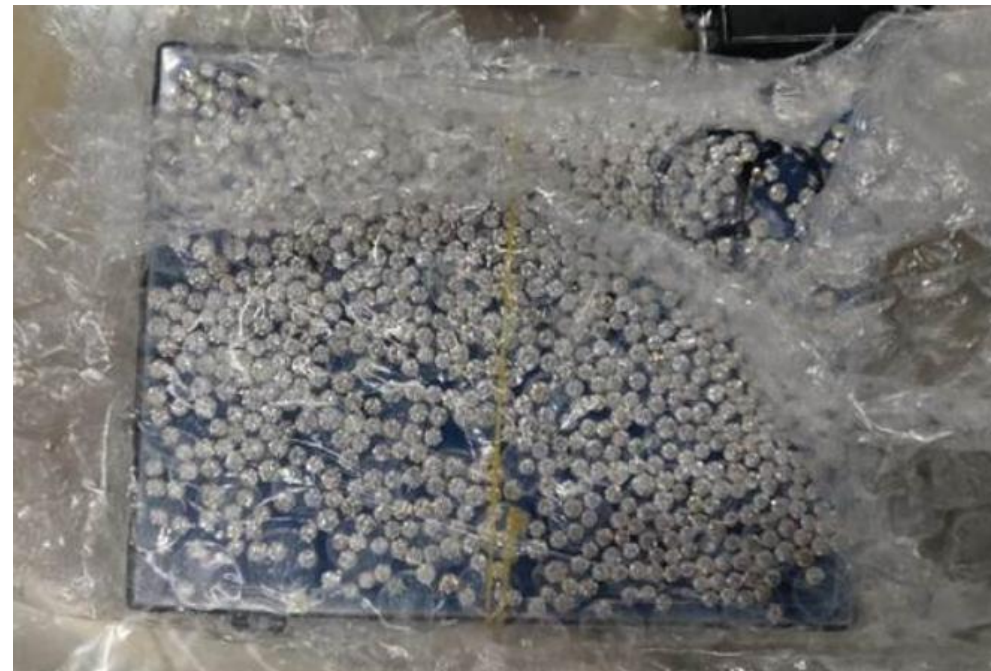
- 物のすり替え、同一帳票の使い回し等、パターンは色々。
- 犯罪収益は、国内⇔海外、双方向の移転があり得る。
- 犯罪組織は正規の貿易を利用し、いかにしてカネを送るかということに注力している。

TBML事例①



- 令和7年の犯罪収益移転危険度調査書より、TBMLに関する記載が追加。
- 上記スキームは警察にて検挙に至った事例
- 日本で検挙に至ったTBMLの事例は、上記のように犯罪収益で物を購入・輸出・換金し、実質的な送金を行うパターン。

TBML事例②



- 低価な品目を高価な品目と偽って申告していた事例
- 貨物の経路：香港⇒インド
- 申告内容：天然ダイヤモンド（本当は合成ダイヤモンド）・価格差は100倍以上
- 送金原資：インド国内の様々なダミー企業から送金元企業へ入金
- 送金先：インド⇒香港（5社13口座への送金）
- インド・香港の双方でマネロン関与者を摘発

特定事業者の皆様へのお願い

貿易取引に係る外国送金



TBMLに関与している可能性



顧客から外国送金等を受け付けた場合は、以下の点を確認願います。

- ・顧客の商流に合致していない商品を取引していないか
- ・商流把握により輸出入を行っていることを把握しているが、外国送金実績はあるか
- ・貿易目的の外国送金実績があるにも関わらず、輸出入事実はあるか
- ・外国送金依頼書の記載内容と疎明資料の内容に齟齬がないか
- ・顧客の会社規模に比して、貨物に係る多額の広告宣伝費、買付手数料及びコンサルタント料が計上されていないか 等

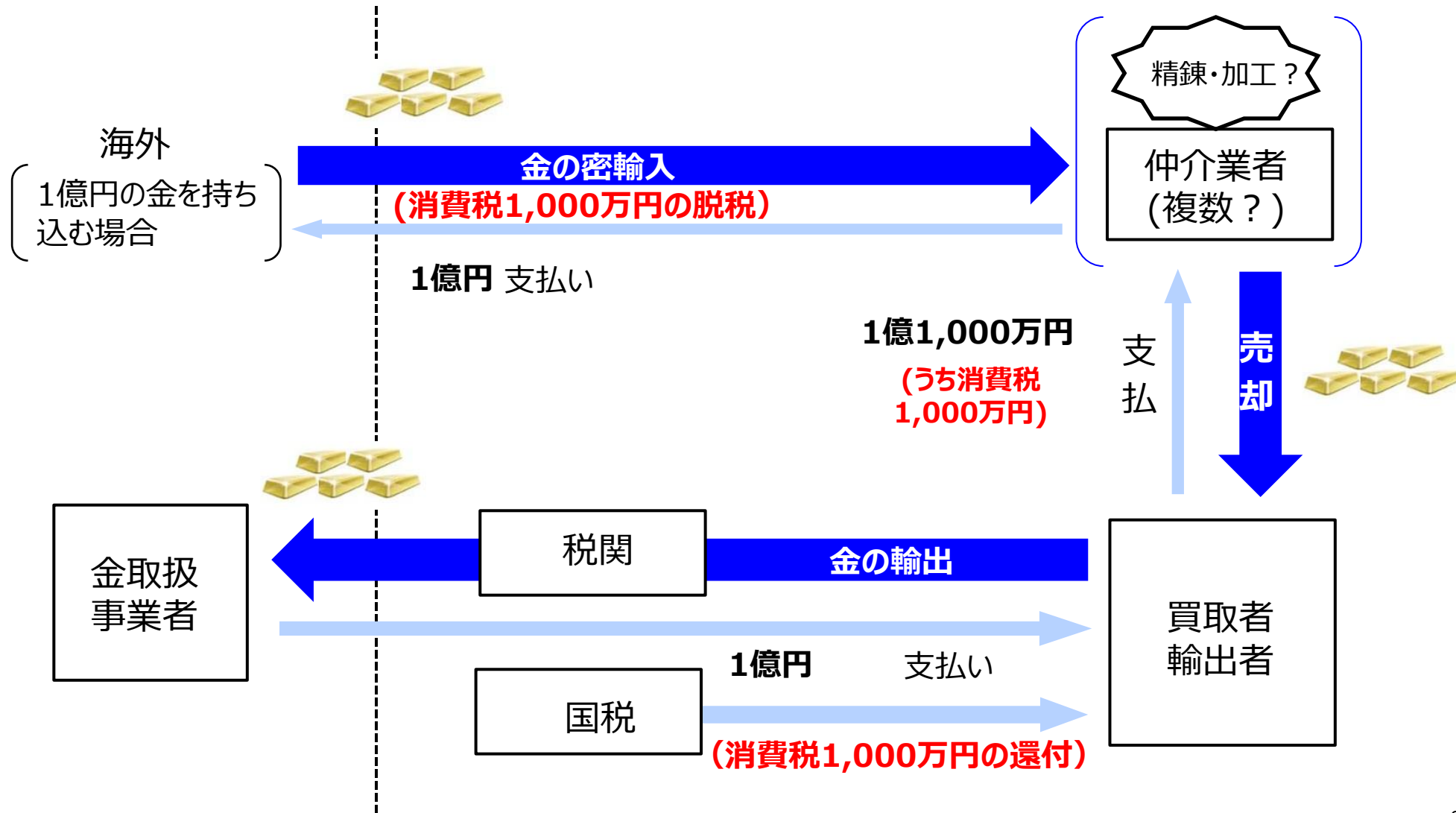


疎明資料等（契約書等）の提出を求め、疑義が払しょくできない場合は、取引謝絶の検討及び疑わしい取引の届出をお願い致します。

2. 金の密輸について

近年の金密輸スキームについて

- 近年の金密輸事案に関しては、隠匿手口の巧妙化に加え、偽造刻印された金の買取店への持ち込み及び複数の仲介業者の存在もあり、**大規模な組織化が疑われる状況**



金密輸の最近の摘発事例

- 密輸の組織化により、隠匿手口は巧妙化。
- 税関は旅客や貨物に関する事前情報、取締・検査機器を活用して取締りを実施。

- 香港からの旅客の着用下着内から粉状にした金約2.7kg（令和6年11月）



- シンガポールからの航空貨物（シャワーヘッド）に隠匿された金地金約15kg（令和5年12月）



- 愛媛県沖で韓国との往来船舶にて洋上取引された金地金約40kgを今治市の浮栈橋で摘発（令和6年11月）



- 香港からの航空貨物（プラスチック製パレット）内に金地金約160kg（令和6年1月）



金密輸に対する総合的な対策

○片山大臣より、臨時税関長会議（令和7年11月27日）において、税関長に対し、下記の通り取締強化を指示。

①水際対策の強化

- 輸入時の検査の徹底…………… □ 情報を活用した集中取締りの実施、巧妙な隠匿手口への対応として高性能の取締・検査機器を活用。
- 輸出時の審査・検査の強化…… □ カラ輸出対策として、現物確認を実施。
□ 流通経路の不明な金の輸出時の取扱いの検討。

②制度面の対応

- 「没収」の実施…………… □ 金密輸事案に対する裁判での没収判決も踏まえ、無許可輸入に対する税関長の通告処分として没収を実施（現行法制下で初めて不正薬物等以外を対象）。
- 「罰金」の大幅引上げ…………… □ 罰金相当額の算定基準を犯則時価格から大幅に引き上げ、時価相当に変更。

③関係機関との連携強化

- 税関の情報収集・分析強化…… □ 輸出入申告を起点としつつ、金地金の流通実態にまで踏み込み、関連する情報を収集し、分析。
- 内外関係機関との連携強化…… □ 国内関係機関との連携を強化し、国内流通対策、収益の国外流出対策等を推進。
□ 海外当局やWCO（世界税関機構）といった国際機関とも連携し、対応。

金の密輸入・マネロンは密接に関係



**犯罪組織は、
金の密輸入による犯罪収益を足がつかないお金にする必要性**



銀行への預け入れ・投資・暗号資産への交換等

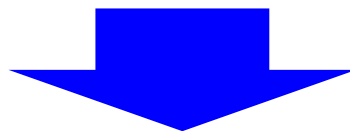


金の密輸入による犯罪収益が洗浄される可能性

特定事業者の皆様へのお願い

金と関係ある顧客との取引の際には、 以下の点を確認願います。

- 金取引を理由に現金の入出金が行われる場合
 - ・顧客が金取引を事業として行っている会社か
 - ・金取引の際に、現金を用いる理由はなにか
 - ・金取引の相手方は誰であるか 等
- 金取引を行う顧客が投資を行う場合
 - ・金への投資を行う目的はなにか
 - ・投資を行う際の出資はなにか 等
- 金取引を行う会社が暗号資産取引を行う場合
 - ・なぜ口座開設を行うのか
 - ・暗号資産を買い付ける際の出資はなにか 等



疎明資料等（契約書等）の提出を求め、疑義が払しょくできない場合は、取引謝絶の検討及び疑わしい取引の届出をお願い致します。

3. キャッシュ・クーリエについて

キャッシュ・クーリエについて

キャッシュ・クーリエとは

多額の現金や有価証券を国境を越えて運搬する行為や運搬者をいう。

キャッシュ・クーリエは古典的なマネロン手法

- 外国送金（金融機関又は資金移動業者等）を行わないため、当局による捕捉が困難
- 国境を跨ぐことにより資金の追跡・紐付けが困難
- 単独での多額運搬、複数人での少額ずつの運搬、貨物に紛れ込ませるなど、様々な手法があるため、捕捉困難

税関での手続き

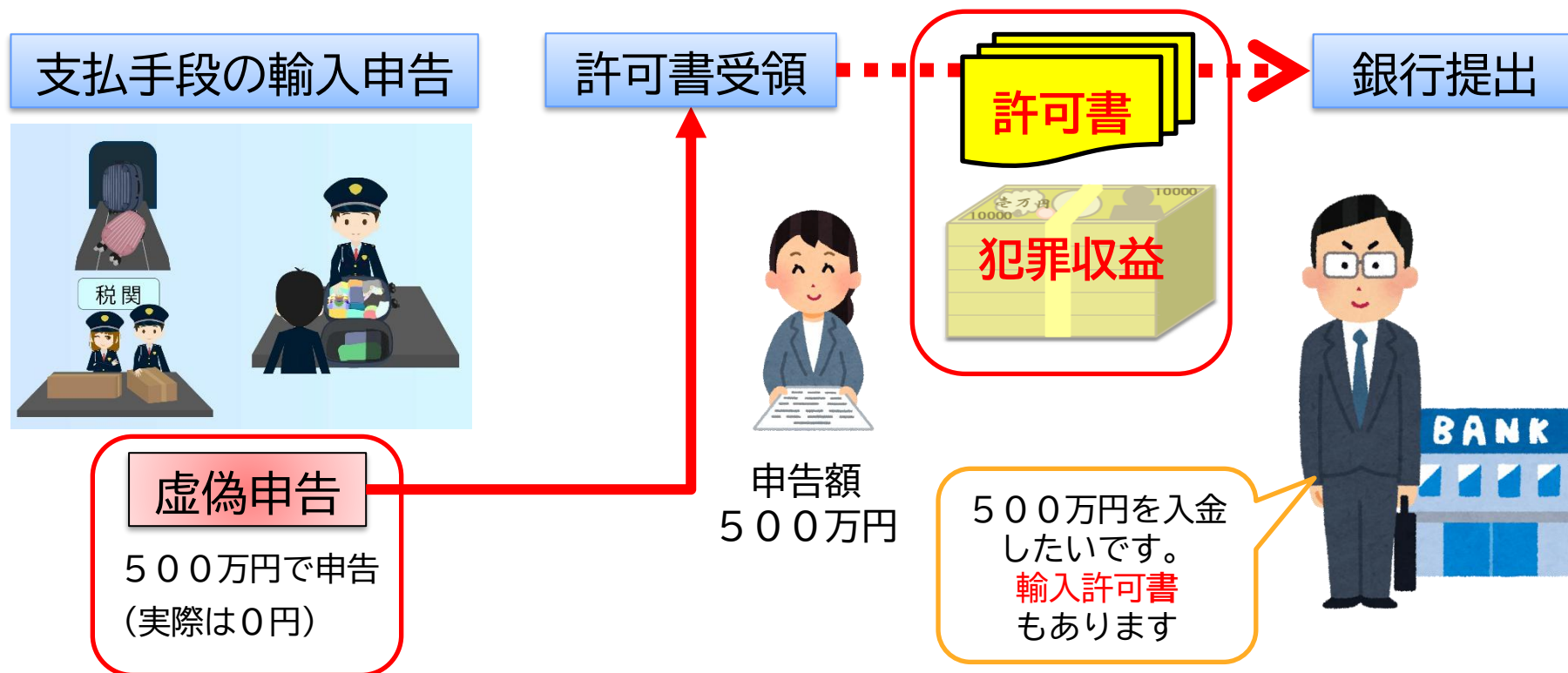
100万円（北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては10万円）相当額を超える現金等を携帯して出国又は入国する場合には、出国（入国）時に、「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」の税関への提出が必要です。

税関は、届出書の記載事項が形式要件を充足している場合、これを受理し、当該届出書の「税関記入欄」に受理年月日を記入するとともに、税関の受理印を押印のうえ、1通を原本として税関で保管し、他の1通を届出受理証として届出者へ交付しています。

支払手段等の携帯輸出入申告書等について

多額の入金や送金を行おうとする際に、金融機関に対し**支払手段等の携帯輸出入申告書等**の税関が交付した書類を**疎明資料**として提出されることがある。

疎明資料の確認だけでなく、入金目的なども聴取願います。



モノとカネの流れ

モノの世界

密輸入

日本で売却

犯罪への再投資

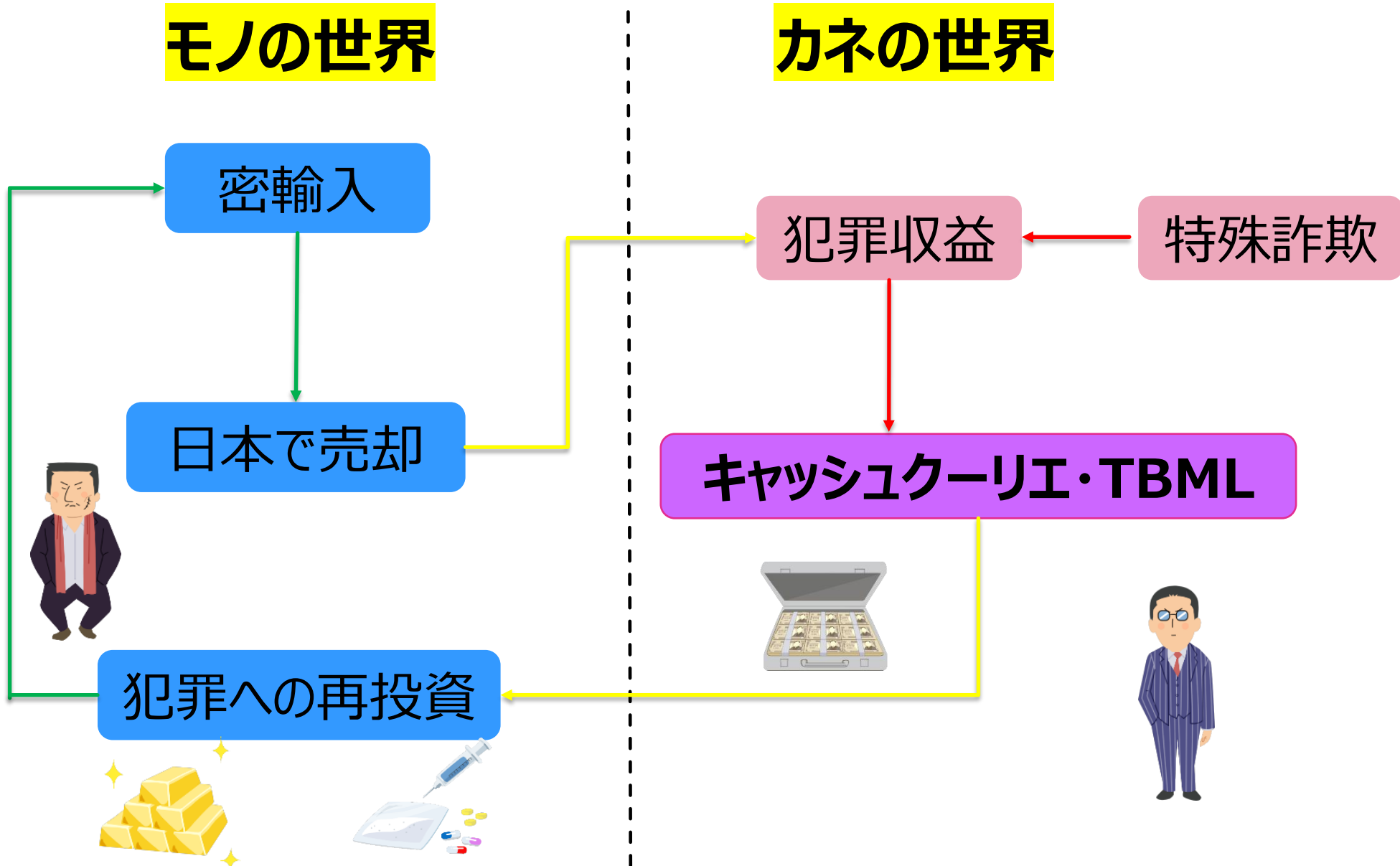


カネの世界

犯罪収益

特殊詐欺

キャッシュクーリエ・TBML



密輸入・多額の現金輸出は密接に関係



還流型の犯罪を行っている犯罪組織は、
足がつかない・確実な方法で海外に現金を持ち出す必要



多額の現金出金



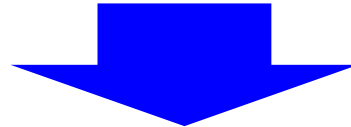
犯罪収益が海外に持ち出される可能性

特定事業者の皆様へのお願い

**顧客から多額現金の出金の申し出があった場合は、
以下の点を確認等願います。**



- ・多額の現金の使用目的はなにか
- ・取引の際に、現金を用いる理由はなにか



**疎明資料等（契約書等）の提出を求め、疑義が払しょくできない
場合は、取引謝絶の検討及び疑わしい取引の届出をお願い致します。**

ご静聴、ありがとうございました。